# 特定非営利活動法人日本歯周病学会認定歯周病専門医制度規則

## 第１章　総　　則

第１条 この規則は特定非営利活動法人日本歯周病学会定款細則第40条の規定により，日本歯周病学会歯周病専門医制度の施行に必要な事項を定める。

第２条　この制度は，歯周病学の臨床的経験を通しその専門的知識と技術を有する歯科医師を育成するとともに，歯周病学の発展および向上を図り，もって，国民の口腔保健の増進に貢献することを目的とする。

第３条 前条の目的を達成するため特定非営利活動法人日本歯周病学会(以下「本学会」という)は，本学会認定歯周病専門医(英文名 JSP Board-Certified Periodontistとする。以下「専門医」という)および本学会認定歯周病指導医（英文名 JSP Board-Certified Instructorとする。以下「指導医」という）を認定するとともにこの制度の実施に必要な事業を行う。

## 第２章　専門医委員会

第４条 本学会に次の各号に示す事項を審議するため本学会定款細則第30条の規定により専門医委員会(以下「委員会」という)を置く。

(1)この規則第15条に定める本学会専門医研修施設(英文名　Training institutions。以下「研修施設」という)に関する事項

(2)専門医に関する事項

(3)指導医に関する事項

第５条 委員会委員の選出は本学会理事会で行い理事長が委嘱する。

2　委員会委員は本学会定款第3章に定める役員または評議員であり，且つ指導医でなければならない。

3　委員会委員の任期は2年とし，半数交代とする。ただし，補欠の任期は，前任者の残任期間とする。

第６条 委員会に委員長1名および副委員長1名を置く。

2　委員長は理事の中から理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3　副委員長の選出は委員の互選による。

4　委員長は，委員会の会務を総括するとともに，委員会を招集し，その議長となる。

5　副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故があるときはその職務を代行する。

第７条 委員会は，委員の過半数の出席を得て成立する。

2　委員会の議事は,委員長を除く出席委員の過半数で議決する。ただし,可否同数の時は委員長が決する。

第８条 委員会は，次の各号に示す業務を行う。

専門医新規・更新申請者の審査，ならびに日本歯科専門医機構（以下、機構とする）への進達

(2)　指導医新規・更新申請者の審査，認定および登録

(3) 研修施設の申請および更新の審査，ならびに機構への進達

(4) 本学会認定医・専門医教育講演の企画運営

(5) 資格喪失の審査

(6) その他，委員会で必要と認めた事項

第９条　委員会は必要に応じて小委員会を置くことができる。

2　小委員会については別にこれを定める。

## 第３章 専門医の審査，認定および登録

(専門医の要件)

第10条 専門医の審査については別に定める。

2　本学会は，次の各号に該当する者で，委員会の審査に合格し，理事会の承認を経たのち，機構における議を経た者を専門医として認定する。

(1) 本学会認定医制度規則第10条に定める学会認定医(以下「認定医」という)または本学会が認める関連学会の認定医(以下「関連学会認定医」という)であること。なお，関連学会については「日本歯周病学会歯周病専門医制度関連学会に関する細則」に定める

(2) 専門医の申請時に，認定医または関連学会認定医に登録後通算2年以上本学会会員であること

(3) 認定医または関連学会認定医に登録後，本学会の認めた研修施設に通算2年以上所属し，歯周病学に関する研修と臨床経験を有すること

(4) 認定医または関連学会認定医に登録後本学会学術大会における認定医・専門医教育講演を2回以上、ならびに機構が定める「共通研修」を毎年度2単位受講していること

(5) 専門医申請時に定められた教育研修単位を取得していること

(6) 原則として日本歯科医師会の正会員または準会員であること

(7) 本学会定款細則第43条の規定に基づき禁煙宣言に対して同意した非喫煙者であること

第11条 前条により専門医として理事会より承認された者は専門医登録料を本学会へ納付しなければならな

い。
2　前項により納付の上，機構における議を経た者に専門医研修記録簿を交付する。
3　認定期間は機構が定める。原則として以下の通りとする。。
(1)　理事会承認日が 1月 1日～ 6月30日の場合　7月 1日から5年後の 6月30日までとする。
(2)　理事会承認日が 7月 1日～12月31日の場合　11月 1日から5年後の10月31日までとする。
4　専門医の認定を受けた者は登録後5年以内に本学会学術大会時の臨床ポスター発表をしなければならない。なお、米国歯周病学会(AAP)と本学会との合同学術大会開催時における症例発表を臨床ポスターとして替えることができるものとする。

## 第４章　指導医の審査，認定および登録

第12条 指導医の審査，認定および登録に関する規則は別に定める。

## 第５章　教育研修

第13条　教育研修とは,専門医申請に必要な研修をいう。
第14条　教育研修の内容は,次の各号に準拠していなければならない。
(1) 別に定める歯周病専門医研修カリキュラムに基づく，歯周治療およびこれに関する領域の疾患の診断と治療
(2)教育研修の内容および単位は別に定める（認定歯周病専門医制度施行細則　附表１）

## 第６章　研修施設

第15条　この規則第4条第1号に定める研修施設は次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。
(1) 歯周病学に関連する課題について, 別に定める歯周病専門医研修カリキュラムに基づき, 定期的に教育, 研修が行われていること
(2) 指導医が1名以上常勤していること。なお，指導医が複数の場合は主任指導医を置くこと
(3) この規則第14条に定める教育研修の実施に必要な設備を有していること
第16条　研修施設の代表者は，次の各号に定める書類を申請時および更新時に委員会に提出しなければならない。
(1) 研修施設申請書
(2) 研修施設の概要と見取図
(3) 指導医の在籍証明書
(4) 研修内容説明書（認定歯周病専門医制度施行細則　附表2）
2　委員会が必要と認める場合は，当該施設の実地調査を行うことができる。
第17条　委員会の審査に合格し，理事会の承認を経たのち，機構における議を経て研修施設として認定される。
2　認定期間は機構が定める。原則として以下の通りとする。
(1)　理事会承認日が 1月 1日～ 6月30日の場合　7月 1日から5年後の 6月30日までとする。
(2)　理事会承認日が 7月 1日～12月31日の場合　11月 1日から5年後の10月31日までとする。
第18条　研修施設は5年毎に更新を受けなければその資格を失う。

## 第７章　生涯研修

第19条 生涯研修は，歯周病学の知識と技能の向上を図り，医療人としての倫理を高揚させることを目的として構成される。
第20条 専門医および指導医は,本学会が定める生涯研修を履修しなければならない。
2　生涯研修の内容および単位は別に定める（認定歯周病専門医制度施行細則　附表3）

## 第８章　専門医の更新および資格喪失

第21条　専門医は，登録後5年毎に更新を受けなければその資格を失う。ただし，本学会の認定歯周病専門医制度施行細則(以下「施行細則」という)で定める場合は，この限りではない。
2　専門医の更新をする者は，施行細則に定める生涯研修単位を満たさなければならない。
第22条　専門医は次の各号のいずれかに該当するときは，委員会および理事会の審議を経て，その資格を喪失する。
(1)本人が資格の辞退を申し出たとき
(2)歯科医師免許を喪失したとき
(3)本学会会員の資格を喪失したとき
(4)専門医の更新手続きを行わなかったとき
(5)委員会が専門医として不適当と認めたとき
(6)申請書類に重大な誤りが認められたとき
2　前項第5号又は第6号に該当するときは，議決前に本人の弁明の機会を与えなければならない.

3　本条第1項の専門医は，次に該当するときは，委員会および理事会の承認を得たのち，機構に復活申請ができるものとし，機構が審査の上相当と認める場合，その資格を復活することができる．

(1) 資格喪失から1年以内であれば更新遅滞理由書を付して更新の請求をすることができる．

(2) 資格喪失から1年以上経過した場合，本条第4項により専門医資格復活の請求をすることができる．

4　専門医認定委員会が認めたときは，専門医の資格復活のための試験を受けることができる．

(1) 試験は筆記試験，症例試験などにより行い，実施方法については委員会が別途定める．

(2) 試験の合格者は，理事会の議を経て，委員会に復活申請をすることができる．

（復活が認められた専門医の登録）

第23条　委員会は，前条第3項及び第4項により機構における議を経て，専門医の復活資格が認められた者を，専門医と認定する．

2　専門医と認定された者は，細則第9条に定める登録料を納入する．

（専門医資格辞退）

第24条　専門医の資格辞退は，所定の手続きを経て行うことができる．

## 第９章　補則

第25条　本学会会員は，委員会の決定に関する事項の異議を理事会に申し立てることができる。

第26条　この規則を変更する場合は，委員会の議を経て，理事会での承認を得るものとする。

第27条　この規則の実務に当り，必要があるときは，細則を設けることができる。

第28条　細則，その他の必要な事項は委員会の議を経て理事会が決める。

附則

1　この規則は平成15年10月17日に改定し平成15年10月17日から施行する。

2　この規則は平成20年4月24日に一部改正され，改正された項に関しては本学会専門医制度に経過措置として3年間の暫定期間を設けるものとする。

3　この規則は平成20年10月18日に一部改正する。

4　この規則は平成22年9月18日に改定し同日から施行する。ただし，この第10条(1)~(4)に関しては平成23年4月25日から施行する。

5　この規則は平成23年5月27日に一部改正し施行する。

6　この規則は平成25年5月30日に一部改正し施行する。

7　この規則は平成28年5月20日に一部改正し施行する。

8　この規則は令和3年5月21日に一部改正する。ただし，第10条（4）は令和2年度受講分より適用とし，（5）は，令和4年4月1日より施行する。

9　この規則は，令和4年6月2日から施行する。施行日に登録されている専門医には第11条第3項を，研修施設には第17条第2項を適用し，交付済認定証の有効期限を読み替えるものとする。

10　この規則は，令和6年10月3日から施行する。